

住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令案
意見募集時からの修正箇所

(意見公募時の原案)

第十条 市町村長は、統計法施行令別表第一備考第一号の規定により同表二の項第三欄第二号に掲げる事務、同欄第三号に掲げる事務、同欄第四号に掲げる事務（法第十三条の規定による実地調査の実施及び当該調査の結果に基づく調査票の作成に関する事務を除く。）及び同欄第七号に掲げる事務（第十三条第一項及び第十五条第一項において「調査票の配布・取集等に関する事務」という。）を民間事業者^{（一）}に委託して行うこととしたときは、その旨及びその内容を都道府県知事に報告するものとする。

(修正後の案)

第十条 市町村長は、統計法施行令別表第一備考第一号の規定により同表二の項第三欄第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務（同欄第四号に掲げる事務にあつては、法第十三条の規定による実地調査の実施及び当該実地調査の結果に基づく調査票の作成に関する事務を除く。）（第十三条第一項及び第十五条第一項において「調査票の配布・取集等に関する事務」という。）を民間事業者^{（一）}に委託して行うこととしたときは、その旨及び当該民間事業者^{（一）}に使用される者の氏名その他総務大臣が定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

※ 下線部を修正

(理由)

技術的修正によるもの